

今後の社会福祉法人の在り方について

第3分科会

地域から信頼される社会福祉法人の経営を目指して

社福) 常盤会理事長

久木元 司

日本知的障害者福祉協会
社会福祉法人の在り方に関する特別委員会
委員長

社会福祉法人への批判

●日経新聞

- ・「特養の内部留保過大」「一施設3億円超」「障害5.8億」
- ・「特養の内部留保に注目が集まっている」「15年度に予定する介護保険制度改革の論点に」
- ・「特養や社会福祉法人への厳しい批判は見過ごせない」

●産経新聞「正論」 政策研究大学院大学教授 大田弘子氏

- ・「規制改革阻む株式会社への偏見」(保育)
- ・「社会福祉法人にも利用者本位で優れたサービスもあれば、そうでないところもある。株式会社も同じ」はず
- ・3つの問題:「行政の怠慢＝入口の規制だけ」「経営側の競争の欠如」「イノベーションの欠如」
- ・「保育所の第三者評価」と「全ての社会福祉法人の経営情報を公開」すべき

●毎日新聞 社説

- ・「生活困窮者支援」「社会福祉法人が担え」
- ・「活躍しているNPOもある。しかし、最も責任を負うべきは社会福祉法人である」
- ・「内部留保を膨らませている社会福祉法人が、今のまま存続できるとは思えない」
- ・「今こそ社会福祉法人は原点に立ち返るべきである」

内部留保から社会福祉法人の在り方へ

- 社会貢献には内部留保は必要
- 模範的法人と不十分な法人（2極化）
- 在宅福祉の拡大に伴う多様な参入主体参入
- 事業論 事業の差別化なければ特例措置消失
- 法人の本来の役割は 「でなければできない」 ことは
- 新規ニーズに対応しているか
- 経営能力・組織管理に問題ないのか（保護と依存）

社会福祉法人への指摘

＜規制・制度改革委員会、規制改革会議等から求められたもの＞

- 財務諸表の公開を義務化に
- 外部監査の実施を義務化に
- 全国一律の第三者評価機関の設置と受審の義務化を
- 経営の一層の効率化を図る仕組みに
- 特養建物の自己所有規制の撤廃(賃貸借可)へ
- 認可保育所の基準の見直し → 株式会社等の参入促進
- 保育所への多様な事業者の参入促進のため、施設整備費補助、税制のイコールフィッティングを
- 多様な事業主体の保育サービスの質評価の独立した組織を
- 特養の参入規制の見直し → 法人形態の参入規制撤廃
- 財政措置の見直し → 地域貢献活動の義務化

今の社会福祉法人への 批判の本質は？

・「多額の内部留保」 ⇔

社会保障費の増
消費税増額 = 国民の痛み
処遇改善交付金の支給

・「制度の枠の内しか
やらない」 ⇔

生活困窮者問題などの新しいニーズは？
特養などのサービスはまだ不足している

・「組織の公益性を高めるべき」

内部留保は必要だが、社会還元する意思のない法人が多い。(松山)

「規制改革をさらに進めよ」 → NPO等の比較で保守的

最近の動向 ①

①「日本再興戦略」閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

- ・社会福祉法人の財務諸表の公表推進 →透明性を高める
- ・法人規模拡大の推進等の経営を高度化

②「規制改革実施計画」閣議決定（平成25年6月14日）

○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。
- ・受審率目標を設定する。

最近の動向 ②

③社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・非営利性や公益性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開く
- ・社会福祉法人は非課税扱いとされているにふさわしい貢献を

④規制改革会議「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフティング確立に関する論点整理」（平成25年12月20日）

○事業者のガバナンス

- ・財務諸表の情報開示・補助金等の情報開示・内部留保の明確化
- ・調達公正性・妥当性の確保・経営管理体制の強化
- ・所轄庁による指導・監督の強化

○経営主体間のイコールフティング（税制、特養等への参入）

最近の動向 ③

⑤「規制改革実施」閣議決定（平成26年6月24日）

- 財務諸表、補助金、役員報酬等の開示
- 内部留保の明確化
- 調達の公正性・妥当性の確保
- 経営管理体制の強化
- 所轄庁による指導・監督の強化（監査人材の育成等）
- 多様な経営主体によるサービスの提供
（特養は重度者に重点化、低所得者支援を中心とした公的性格を強化）
- 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善
（株式会社等を除外しない）
- 社会貢献活動の義務化

最近の動向 ④

⑥政府税制調査会「法人税の改革について」（平成26年6月27日）

○公益法人課税等の見直し

・特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が行う介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。

⑦「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書（平成26年7月14日）

○地域における公益的な活動の推進

○法人組織の体制強化

○法人の規模拡大・協働化

○法人運営の透明性の確保

○法人の監督の見直し

社会福祉法人を取り巻く外部環境の変化

① 供給主体の多様化

- 老人福祉：居宅サービスでは社会福祉法人以外の供給主体が多数派
☆サ高住等の居住型介護サービスの急拡大（特養を凌駕）
- 障害福祉：地域移行の促進
☆社会福祉法人以外が参入可能な分野の重要度増大
- 保育：都市部を中心に供給主体の多様化が進展

⇒ 続くイコールフットイング論

② 公益法人制度改革、社会医療法人制度の創設⇒ 公益法人よりも高い公益性を有する社会福祉法人？

③ 生活課題、福祉ニーズの多様化、複雑化⇒ 既存の制度では対応できない課題に誰が取り組んでいるか

④ 国、地方財政の一層の悪化 ⇒ いわゆる「内部留保」、課税問題

今、何が問われているか

個々の社会福祉事業ではなく社会福祉法人（経営）そのものが問われている

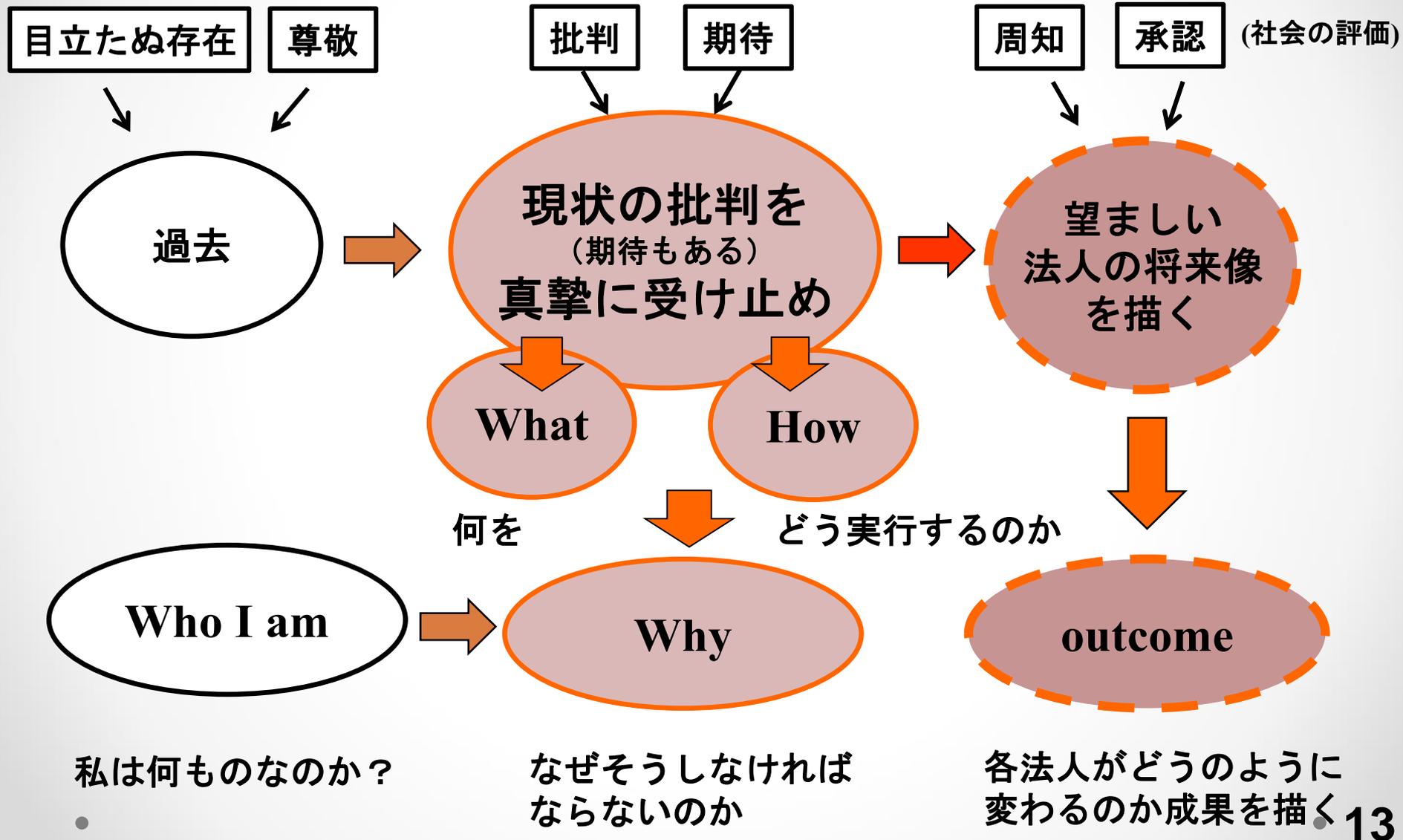
- 社会福祉法人のミッション、存在意義
⇒ 他の主体との違いは何か
- 公共性、非営利性、公益性
⇒ 税制とも関係
- 自律的な法人経営
⇒ 社会福祉法人の主体的な取り組みの重要性

あわせて、これまでにやってきたことが十分に理解されていないことについては、**実践を通じた一層の情報発信**を！！

前提となるもの

- ・ 社会福祉法人制度は昭和26年社会福祉事業法成立以降、それほど大規模な変更がなく、今日に。しかし、環境は大幅に変化した。
- ・ **財源が税金から社会保険等の限定された制度。社会保障費が増大。**
直接的な利用者への説明＋財源を負担する人への説明責任
- ・ 今まで現場の施設長・職員が提供しているサービスが批判されたり否定されているのではない。
- ・ 審議会報告書は、「基本設計図」である。
今後、法、通知の改正、具体的な対応＝ガイドラインの作成へ。
- ・ 今後、各法人がこの改訂を真摯に受け止めて改善の具体的な動きをしないと、社会福祉法人批判は倍増し、深刻なものとなる。

社会福祉法人の今後を考える



社会福祉法人の経営管理の強化とイコールフットイング ＜「規制改革実施計画」閣議決定2014.6.24＞

- ・ 財務諸表の公開を義務化に。HP上で開示。厚労省は開示システムを。
- ・ 補助金や社会貢献活動の支出、役員報酬等を国民に開示すべき
- ・ 内部留保の明確化 → 明確な事業計画に基づく目的別の積立を
- ・ 理事会・評議員会、役員の役割や権限等を明確に
- ・ サービスの第三者評価のガイドラインを見直し受診を
- ・ 一定規範以上の法人には外部監査の実施を義務化に
- ・ 所管庁による指導・監査の強化を
- ・ 多様な事業体の参入促進のためのイコールフットイングを
特養は低所得者の支援を中心に公的性強化
- ・ 社会貢献活動の義務化を。違反には業務停止など。

社会福祉法人制度見直しにおける論点

「社会福祉法人制度の在り方について」 7/4

1. 地域における公益的な活動の推進
2. 法人組織の体制強化
3. 法人の規模拡大・協働化
4. 法人運営の透明性の確保
5. 法人の監督の見直し

社会福祉法人の在り方等に関する検討会

これらを受けて、社会福祉法の改正に向けて

8/27より社会保障審議会福祉部会開催

社会福祉法人制度の見直し、福祉人材確保政策を検討

「公益法人課税等の見直し」

H17/6 「収益事業(限定列挙34項目)の範囲を見直すべき」→ 今、保育は対象ではないが？

(医療保健業は収益事業であり、介護・障害関係事業は医療保健業に含まれる。)

「収益事業の中の一部非課税(例、社福法人の行う**医療保健業**※)の再検討すべき」

「公益法人の収益事業税率を営利法人の基本税率と同等に」

※ 法人税の見直し ⇒ **固定資産税の見直し**も

H26.6.27 税制調査会DG

- 「**経営形態のみによって公益事業を定義することは適当ではなく**」
「特に介護事業のように民間との競合が発生している分野に……
課税の公平性を確保していく」
- 「公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである」
- 収益事業の規定方法は見直しも検討
「**現行の限定列挙方式**」 → 「**原則課税とし、一定の要件に該当**」
を非課税に

H26.12.30 平成27年度税制改正大綱

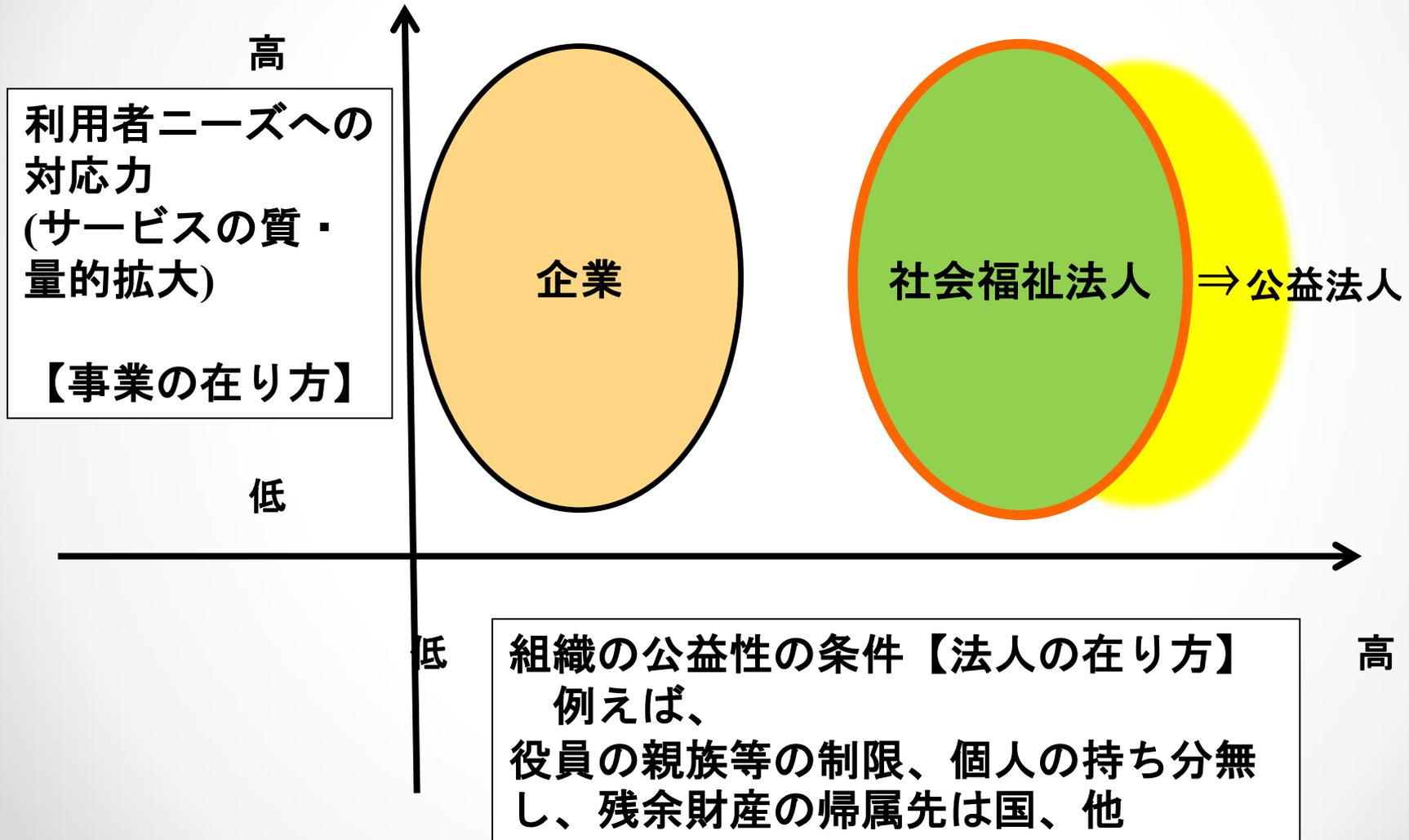
- 公益法人等については、……**引き続き検討を行う**。
非収益事業の民間競合、収益事業の軽減税率とみなし寄付制度
(今回は先送りだが、**終わったわけではない**)

社会福祉法人制度の見直しに関する論点

8月27日より 社会保障審議会福祉部会で以下の内容を審議した。
これをもとに社会福祉法改正を行うことになった。

検討事項	論点
■社会福祉法人制度の意義	
■経営組織の在り方	<ul style="list-style-type: none">●理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任●評議員・評議員会の位置付け・権限・責任●監事の位置付け・権限・責任●会計監査人による財務監査
■業務運営・財務運営の在り方	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け●業務運営の規律●財務運営の規律(いわゆる内部留保問題)●経営力向上の方策
■運営の透明性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none">●財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表●都道府県、国における情報集約と公表
■法人の連携・協働等の在り方	<ul style="list-style-type: none">●法人の再編成の仕組み●複数法人による協働の仕組み
■行政の関与の在り方	<ul style="list-style-type: none">●適正な運営を確保するための指導監査●法人の育成の観点からの指導監査●国、都道府県、市の役割と位置付け
■他制度における社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉施設職員等退職手当共済

社会福祉法人改革を2つの視点からみる



社会保障審議会福祉部会報告書 2/12

審議会における「基本的な視点」

- 公益性・非営利性の徹底
- 国民に対する説明責任
- 地域社会への貢献

1. 社会福祉法人のガバナンスを高める

社会福祉法人という元来公益性の高い法人 → 組織体の持つべき公益性の確保

(1) 経営管理組織の在り方の見直し

- ① **評議員会の必置**(7人以上)、理事会(6人以上)・理事長・監事等各機関の位置付け、責任・権限・義務の明確化
- ② **会計監査人の設置**(一定規模以上)または**外部の専門家のチェック**による財務規律の確立

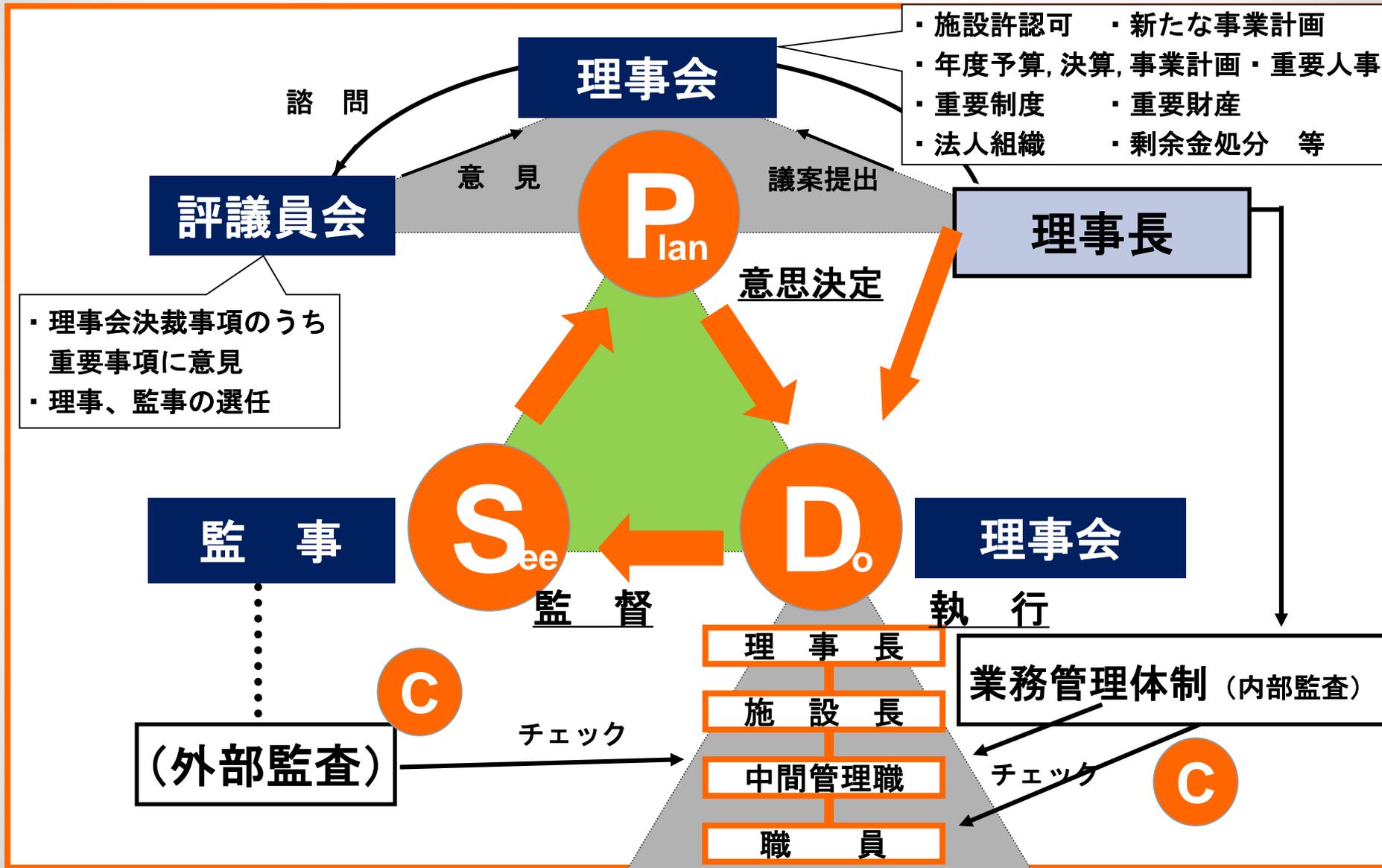
(2) 透明性の確保

現況報告書、新会計基準に基づく正確な財務諸表の作成と**開示**、**(決定事項)**さらに定款、事業計画、役員報酬規程、報酬総額の**開示**
地域の福祉ニーズに向き合った法人の中長期計画の策定・開示

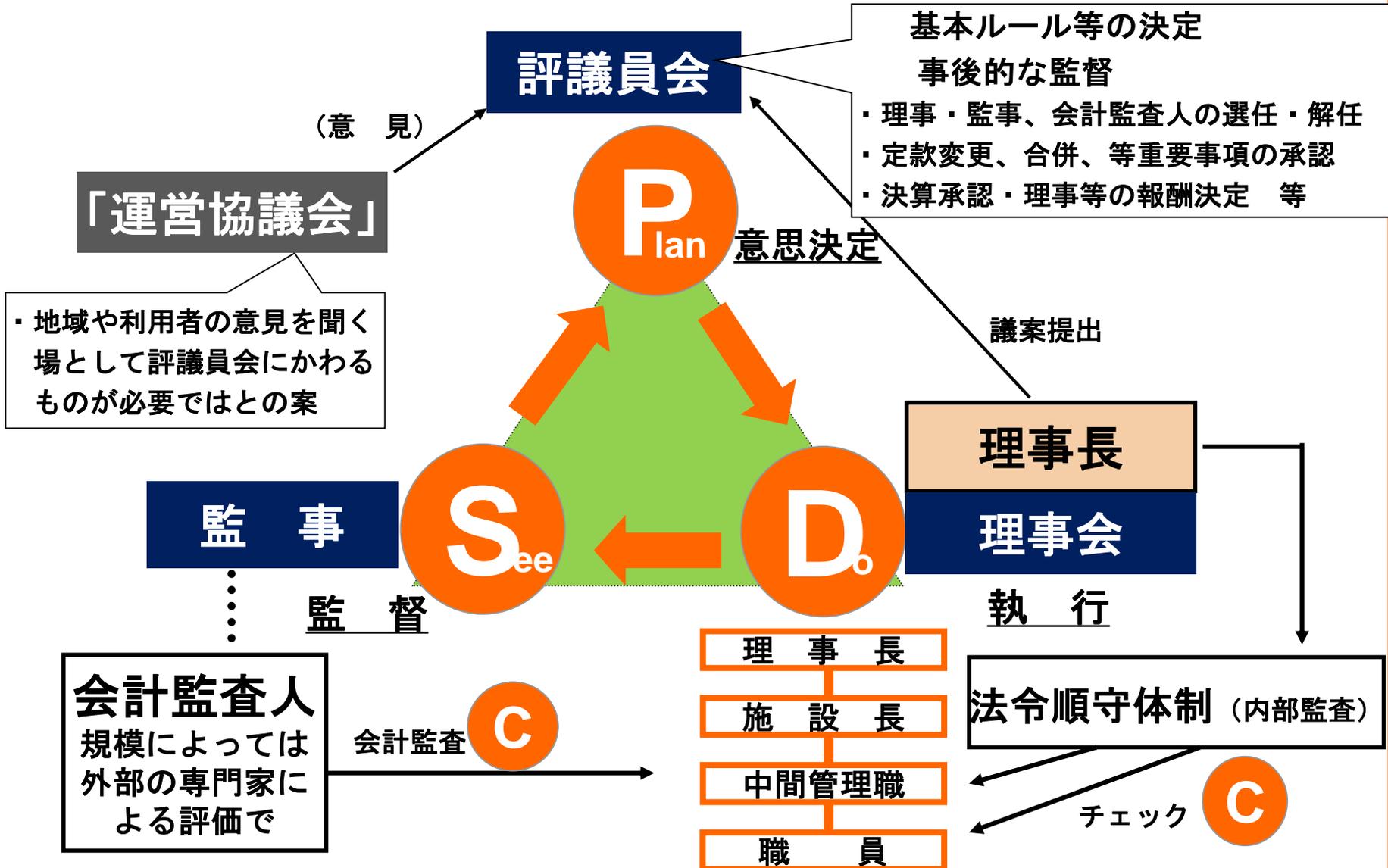
(3) 適正かつ公正な支出管理・内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

財務運営の規律、業務運営の規律の整理

社会福祉法人のガバナンス（現行）



社会福祉法人の新しいガバナンス



社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

社会福祉法人の事業

社会福祉事業 公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

社会福祉事業等に関する

- ・施設の新設・増設
- ・新たなサービスの展開
- ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

業務運営・財務運営の在り方(再投下計画)

再投下計画の作成に係るガバナンス

内部留保の明確化

①いわゆる内部留保(利益剰余金)
=資産-負債-基本金-国庫補助金積立額

蓄積

利益

②控除対象財産(事業継続用財産)
= (1)事業目的に活用する土地、建物等
+ (2)建物の建替、修繕
+ (3)手元流動資金
※負債との重複部分については調整

控除対象財産の算定

- 法人が用途を明記した財産目録及び控除対象財産計算書を作成。
- ①-②の額がある法人については
 - ・ 公認会計士又は税理士が国のガイドラインに照らして記載内容を確認。
 - ・ 法人が公認会計士等の確認書を添えて上記書類を所轄庁に提出(毎年度)。

③社会福祉事業等投資額

④「地域公益事業」投資額

⑤公益事業投資額

再投下計画の作成等

【①-②の額がある法人】

- ③→④→⑤の順に検討・再投下計画の案を作成
- 公認会計士又は税理士から、②~⑤の額等について、国のガイドラインに照らし、確認を受ける
- ④について、事業を行おうとする区域の地域住民等関係者の意見を聴く(地域協議会など)

【所轄庁】

- 地域協議会の開催
- 再投下計画を以下の視点で審査の上、承認
 - ・ 事業規模の合理性
 - ・ 地域の需給を踏まえた合理性(③)
 - ・ 地域協議会の協議結果等との整合性(④)
 - ・ 公益事業としての妥当性(④・⑤)

評議員会での承認

公認会計士等の確認書を添えて承認を申請

承認された再投下計画に沿って事業実施

毎年度実績を報告(全体の事業報告に合わせて)

※所轄庁の承認を受けて計画の変更を行うことができる。
軽微な変更については、届出のみ

- 実績報告を踏まえ、計画的に投資が行われるよう助言・指導監督。

2. 社会福祉事業の充実・拡大と「地域における公益的な取組」の実践により、地域の福祉課題に貢献する

社会福祉事業の充実・拡大 → セーフティネットとしての役割
制度や市場で満たされない新しいニーズへの対応

(1) 実践している社会福祉事業のサービスの質の向上

第三者評価の積極的な活用と苦情解決の取り組み促進

(2) 地域における公益的な取組の責務

地域における公益的な取組とは、「日常生活・社会生活上の支援が必要な人に無料または低額な料金により福祉サービスを提供する」こと。

これは「社会福祉法人の責務」である。

「再投下計画」の2番目に地域公益事業（制度化されていないサービスを無料又は低額な料金で供給する公益事業）を義務付ける。

これらの取り組みのための地域ニーズの把握は地域協議会の設置により実施

(3) 他法人との連携・協働による地域の福祉ニーズへの対応

(4) 自法人・施設が行う事業、実践等に関する積極的な情報発信

- ・その他、行政の役割と関与の在り方
- ・社会福祉施設等退職共済制度の公費助成の見直し

障害者総合支援法等に関する事業は今回実施、保育所は29年度までに結論

業務運営・財務運営の在り方

(「地域における公益的な取組」を実施する責務の考え方)

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

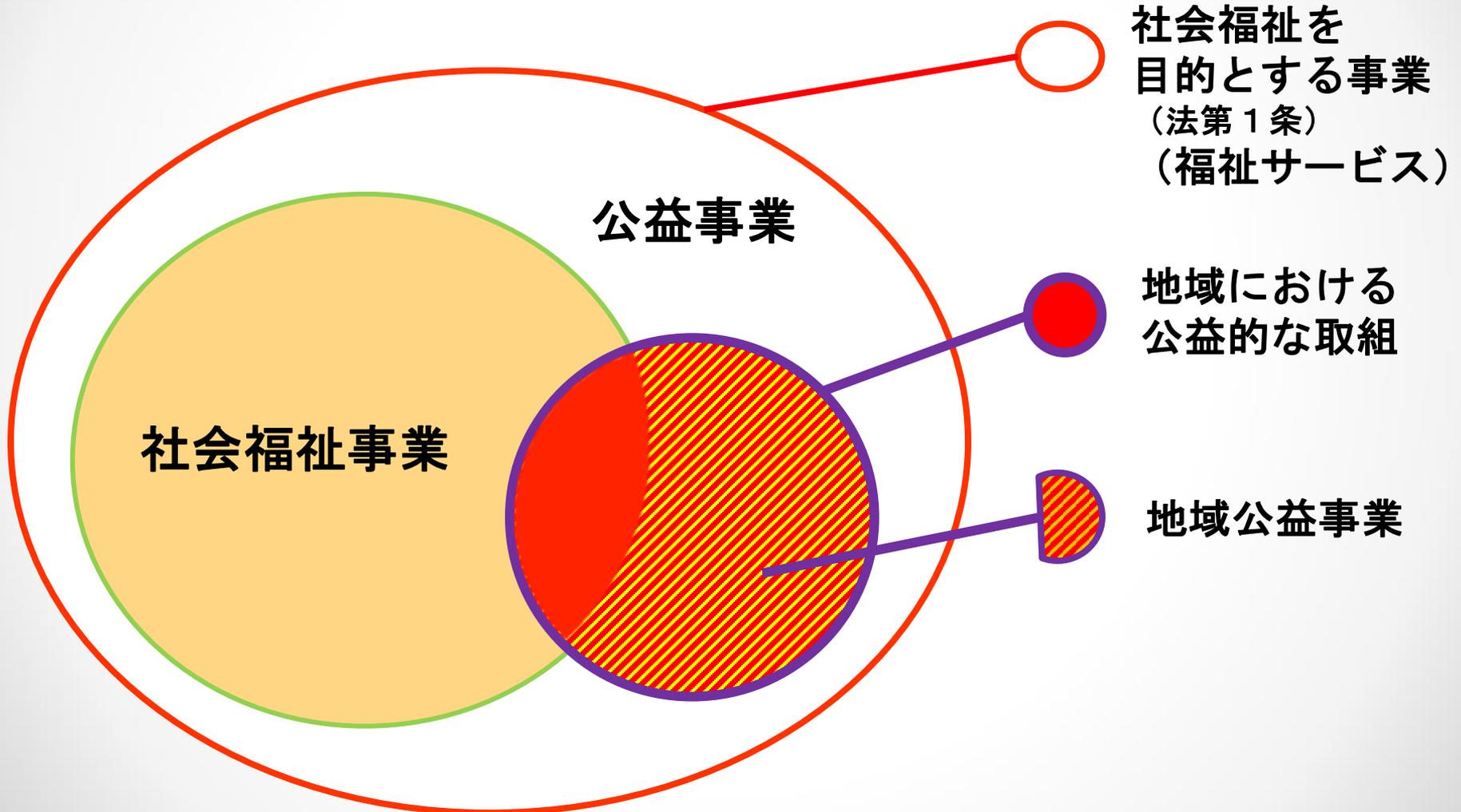
社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
 - 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
- ⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

「地域における公益的な取組」の考え方



「地域公益事業」の考え方

社会保障審議会福祉部会第11回 H27.1.16

「地域公益事業」とは何か（地域における公益的な取組との違い）

①「無料または低額な料金により供給する公益事業」（法第26条の公益事業）

②「地域協議会」が社会福祉法人の実施すべき「地域公益活動」の地域の福祉ニーズを把握、実施体制の調整、実施状況の確認

③「再投下対象財産」を保有する法人に計画を義務付ける

④「再投下計画」は 1,社会福祉事業（小規模も＝定款に社会福祉事業と記載されない）
2,「地域公益事業」
3,その他の公益事業 の順

⑤「再投下計画」は国のガイドラインに基づいて公認会計士または税理士が
検証・確認 ⇒ 評議員会の承認 ⇒ 所轄庁の承認 を受ける

所轄庁のチェック内容

- ・「再投下対象財産額」と事業規模の妥当性
- ・自治体計画や地域の需要に照らした合理性(社会福祉事業)
- ・地域協議会の協議結果との整合性、公益事業の妥当性(地域公益事業)

新たな生活困窮者支援システム

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

都道府県単位で行う社会福祉法人の社会貢献事業

	事業名	開始時期	事業概要・特長
大阪	生活困窮者 レスキュー事業	2004.4	府社協老人福祉部会が事業展開。 15.4より、種別を超えた「オール大阪」 で。
神奈川	かながわ ライフサポート事業	2013.8	14年度の参加は45。 CSWの委嘱者数88人。 企業に寄付を呼びかける予定。
埼玉	彩の国あんしん セーフティネット事業	2014.9	参加予定法人132（全種別）。 県内に4つの事業拠点を設け、社会貢献 支援員配置。
東京	東京きずな事業 （仮称）	2015.4 （予定）	全種別参加。 専任の社会貢献支援員を10～20人雇用 し、各ブロックに配置。

その他、熊本、京都、滋賀、兵庫、静岡等も準備中。

いずれも第2種社会福祉事業として定款に位置付けることで、地方行政の協力を得る。

情報公開の推進

基本的な考え方

(やらされるものではなく)

地域の人びとからの理解と信頼・支持を得るための戦略として、財務諸表だけにとどまらない開示の取り組みを進める

(1) 正確な財務諸表の作成、情報開示

○公費、社会保険給付を主財源とし、税制優遇を受ける組織として、所轄庁のみならず、国民に対する説明責任を果たす。

○各法人はもとより、各団体で一元的に開示することにより、業界としての姿勢を示す。所轄庁任せの後向の姿勢は批判を受ける。

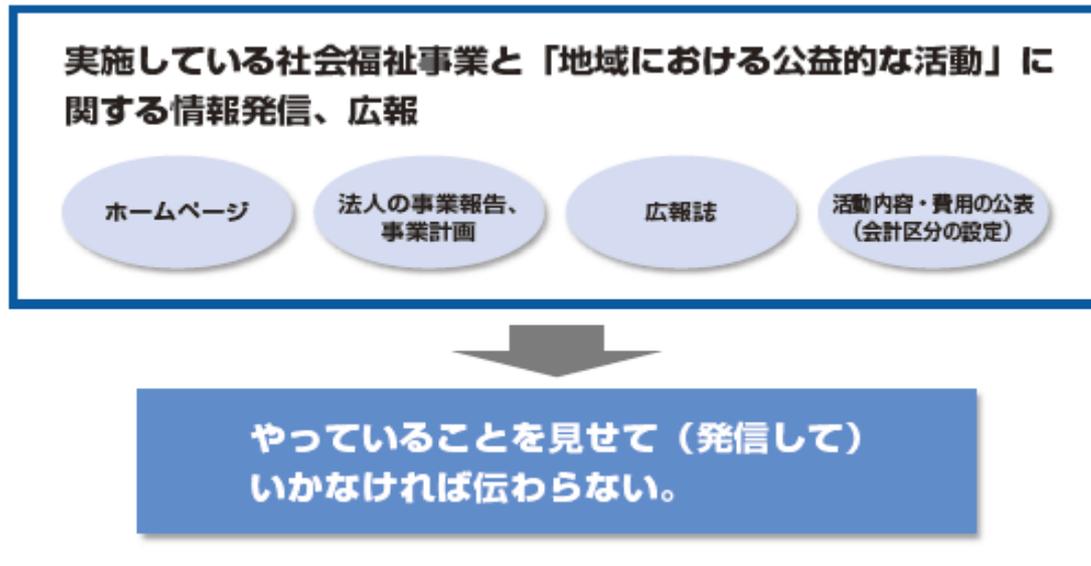
(具体的な取り組み)

- ・ 現況報告書および貸借対照表・収支計算書のインターネットによる公開
- ・ **各団体における情報公開**

情報公開の推進

(2) 地域のニーズに向き合った法人の長・中期計画を策定し 開示する

- 社会福祉法人は、「株式会社等の他の供給主体では対応できない
様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献」して、
これを発信していかなければならない。
- いわゆる「内部留保」批判に対し、余裕財産の内容を明確にし、その
「再投資計画を策定」する。そのためには中・長期計画が必要となる。
これらの開示も、社会福祉法人の事業理解のために必要ではないか。



地域から信頼される社会福祉法人へ

- ① 社会福祉法人という組織体の持つ公益性の確保
ガバナンス、コンプライアンス→経営情報等の開示は義務
- ② 適正かつ公正な支出管理・余裕財産の明確化

- ③ 本業＝社会福祉事業の
継続・充実（拡大）

- ・ 本来事業の継続（再生産・リスク対応）
- ・ セイフティーネットの役割
- ・ サービスの質的向上
- ・ 新規社会福祉事業（不足サービス）

- ④ 「地域における公益的な取組」を積極的に
社会福祉法人の新たな事業 ＝（無料・低額な料金による公益事業）
積極的な取組みが期待されている 例え「生活困窮者支援」
地域により異なるニーズにきめ細かに対応
＝全国一律に示す具体策でなく、その地域で必要だと判断
（費用を負担するもの、負担しなくて良いもの両方）

- ⑤ ． まず意識改革、そしてマネジメントの改革